

## 行政区改善等調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり行政区改善等調査特別委員会を設置するものとする。

### 記

- 1 名 称 行政区改善等調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第3条
- 3 目 的 本村の行政区のあり方や行政区未加入者問題等の改善策を調査・研究する。
- 4 委員の定数 9人
- 5 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

### (提案理由)

本村の行政区のあり方や行政区未加入者問題は、長年の懸案事項であり、議会として問題点を共有し、これからの村づくりの方向性と改善策を調査・研究していくために「行政区改善等調査特別委員会」を設置する。